

熊本県県営治山事業実施要領

最終改正 令和4年8月29日
森保第476号

第1 趣旨

この要領は、県営治山事業の実施について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

この要領において県営治山事業とは、次に掲げる事業とする。

- (1) 民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日48林野治第2235号）に規定する事業
- (2) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21林整計第336号）に規定する事業
- (3) 災害関連緊急治山等事業実施要領（昭和62年5月20日62林野治第1674号）に規定する事業
- (4) 林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和43年11月5日43林野治第855号）に規定する事業
- (5) 林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱（昭和43年11月5日43林野治第854号）に規定する事業
- (6) 熊本県単独治山事業実施要領に規定する県営事業

※(1)(2)の事業の内容については、「民有林補助治山事業実施要領第2」、「民有林補助治山事業の範囲について」及び「農山漁村地域整備交付金実施要綱」又は、別に定めるもの（運用等）によるものとする。

第3 事業計画概要書の提出

- 1 広域本部長又は地域振興局長（以下「本部長等」という。）は、治山事業が国土保全及び森林の公益的機能の向上に資することに鑑み、地域住民と密接な関係にある市町村に対し、事業の概要、採択基準等の周知のために必要な措置を講じることとする。
- 2 本部長等は、管内市町村の要望を把握するため、関係市町村長から県営治山事業施行要望書（別記第1号様式）を徴取するものとする。
- 3 本部長等は、2の要望書の提出があったときは、現地調査等を行い、各事業の採択基準等に適合するか調査するものとする。
- 4 本部長等は、3の調査結果について、市町村長に通知するものとする。
- 5 本部長等は、事業実施前年度の8月31日までに事業計画概要書（別記第2号様式）を農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。（ただし、第2の(3)から(5)の事業は除き、(6)の単独治山事業については、熊本県単独治山事業実施要領によるものとする。）

- 6 部長は、5の事業計画概要書を踏まえ、次年度の国の予算動向等を勘案して、事業実施計画の内容、規模等を本部長等に示すものとする。

第4 事業実施計画及び実施通知

- 1 本部長等は、第3の6により示された内容、規模に基づき、事業実施計画書（民有林補助治山事業実施要領に定める実施計画）を作成し、別に定める日までに部長に協議するものとする。
- 2 本部長等は、1の事業実施計画書を作成する箇所のうち、新規箇所については、「民有林補助治山事業全体計画作成等要領（平成14年6月12日付け14林整治第409号）」、「民有林補助治山事業全体計画作成等要領の運用等について（平成14年6月26日付け14林整治第410号）」及び「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け農振第2453号）」等に基づき全体計画書を作成し、事業実施計画書と併せて、部長へ協議するものとする。
- 3 本部長等は、災害関連緊急治山事業を実施するときは、治山関係災害報告（熊本県治山関係山地災害対応マニュアル（平成23年森保第252号））に基づき事業実施計画書（災害関連緊急治山等事業実施要領第4に定める実施計画書）を作成し、災害発生日から15日以内に部長に協議するものとする。
- 4 本部長等は、治山施設災害復旧事業を実施するときは、治山関係災害報告（熊本県治山関係山地災害対応マニュアル（平成23年森保第252号））に基づき、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年7月27日農林省令第53号）に定められた同事業目論見書及び復旧工事査定設計書等関係書類を作成し、別に定める日までに部長に提出するものとする。
- 5 本部長等は、4の治山施設災害復旧事業に係る再調査（残事業調査）を受けるときは、毎年発出される「過年発生災害に係る林地荒廃防止施設災害復旧事業等の再調査要領」に定められた事業費変動内訳調書等を作成し、別に定める日までに部長に提出するものとする。
- 6 本部長等は、県単独治山事業に係る事業実施計画書の協議及び承認手続きについては、熊本県単独治山事業実施要領の定めによるものとする。
- 7 部長は、1の事業実施計画書の協議があったときは、当該計画書を審査のうえ、事業実施箇所及び実施額を決定し、これを本部長等に通知するものとする。
- 8 部長は、3から5に基づき関係書類の提出があったときは、内容を審査し、関係手続きを経たうえで、決定された工事費を本部長等に通知するものとする。
- 9 本部長等は、1で作成した事業実施計画書について、別表1に

該当する変更をするときは、関係書類を添えて、部長に協議（別記第3号様式）するものとする。

- 10 部長は前項の協議があったときは、内容を審査し、その結果を本部長等に通知するものとする。
- 11 本部長等は、2で作成した全体計画書について、別表2に該当する変更をするときは、関係書類を添えて、部長に協議（別記第4号様式）するものとする。
- 12 部長は前項の協議があったときは、内容を審査し、その結果を本部長等に通知するものとする。

第5 所有者等の承諾及び損失補償

- 1 本部長等は、第4の事業実施計画の作成においては、関係市町村長の協力を得て、土地の所有者及び土地に関し権利を有する者（以下「所有者等」という。）から、事業内容ごとに必要な保安林指定承諾書（別記第5号様式）及び土地使用承諾書（別記第6号様式）（事業内容が森林整備の場合は治山事業による森林整備等施行承諾書（別記第7号様式））を徴取するものとする。

なお、保安林指定承諾取得事務については、「保安林業務の手引き（平成27年3月30日付け森保第1047号）」によるものとする。

- 2 本部長等は、1の承諾書の徴取にあたっては、法務局の地図（地積測量図等）、登記簿及び所有者等の立会等により、関係する所有者等及び地番界を確実に把握することとする。
- 3 本部長等は、工事又は森林整備事業に係る委託（以下「工事等」という。）の損失補償に係る補償交渉にあたっては、「熊本県森林土木事業損失補償取扱要領、熊本県森林土木事業損失補償事務取扱について（令和3年3月26日付け技管第582号）」に基づき、誠意をもって行うものとする。
- 4 本部長等は、工事等の施行にあたっては、関係市町村長の協力を得て、あらかじめ所有者等及び工事等の箇所に近接する住民に工事等の内容を説明するものとする。

第6 設計書等の協議

1 設計書の協議

（1）本部長等は、設計書を作成した結果、別表3（設計書の協議を要する事項）の各号のいずれかに該当するときは、関係書類を添えて、部長に協議（別記第8号様式）するものとする。

（2）部長は、（1）の協議があったときは、当該設計書を審査し、その結果を本部長等に通知するものとする。

2 設計書の変更協議

（1）本部長等は、設計書の変更内容が別表4（変更設計書の協議を要する事項）の各号のいずれかに該当するときは、関係書類を添えて、部長に協議（別記第9号様式）するものとする。

(2) 部長は、(1)の協議があったときは、当該変更設計書を審査し、その結果を本部長等に通知するものとする。

3 事業完了予定期日の変更協議

(1) 本部長等は、繰越及び債務負担工事等年度を越えて施行する事業について、事業完了予定期限内に事業を完了することができないときは、事業完了予定期限の40日前までに関係書類を添えて、部長に協議(別記第10号様式)するものとする。

(2) 部長は、(1)の協議があったときは、内容を審査し、その結果を本部長等に通知するものとする。

第7 工事等の施行

1 工事等の施行の決定は、「工事施行伺」(工事進行管理システムに定める様式)によるものとする。なお、施行伺いの内容が熊本県庁処務規程に基づく知事決裁事項、部長専決事項及び部内局長専決事項となるものは、設計書を添え、部長に施行要請(工事進行管理システムに定める様式)するものとする。

2 部長は、1の施行要請があったときは、請負契約締結等の後、設計書を添え、本部長等に施行依頼(別記第11号様式)を行うものとする。

3 本部長等は、工事等に着工したときは、所有者等に工事等の着手を周知するため、関係市町村長にその旨を通知(別記第12号様式)するものとする。

4 本部長等は、工事等の工程管理を十分行い、毎月末日までに当月の工事進捗状況(別記第13号様式)を部長に報告するものとする。

第8 工事等の変更

1 工事等の変更施行決定は「工事変更施行伺」(工事進行管理システムに定める様式)によるものとする。なお、変更の内容が熊本県庁処務規程に基づく知事決裁事項、部長専決事項及び部内局長専決事項となるものは、変更設計書を添え、部長に施行要請(工事進行管理システムに定める様式)するものとする。

2 部長は、1の施行要請があったときは、変更請負契約締結等の後、変更設計書を添え、その結果を本部長等に通知(別記第14号様式)するものとする。

第9 工事等のしゅん工等

1 本部長等は、工事等が完了したときは、所有者等に工事等の完了を周知するため、関係市町村長にその旨を通知(別記第15号様式)するものとする。

2 本部長等は、事業が完了したときは、次の施設等の維持管理に係る手続きを行うものとする。

(1) 地すべり防止事業等で整備した山崩発生予知施設については、全体事業期間満了後、関係市町村長と管理委託契約を締結するものとする。(別添参考資料1)

(2) 共生保安林整備事業にかかる事業区域については、全体事業期間満了後、関係市町村長と管理に関する協定(又は委託契約)を締結するものとする。(別添参考資料2)

(3) 治山事業において、開設した資材運搬路については、利用期間終了後は管理移管等に係る必要な措置を講じることとする。(別添参考資料3)

(4) 治山事業において、本工事及び附帯工事により設置した附帯施設については、工事期間終了後は施設移管に係る必要な措置を講じることとする。(別添参考資料4)

3 本部長等は、市町村長等と管理委託契約又は協定等を締結したもののについては、原本を治山台帳に編さんし、写しを翌年度の4月末日までに部長に報告(別記第16号様式)するものとする。

4 本部長等は、工事等の内容を明らかにした治山台帳(民有林補助治山事業実施要領第9関係様式11)を事業実施の翌年度の4月末日までに作成し、熊本県森林クラウドシステムに登載後、広域本部(地域振興局)に保管するものとする。

なお、繰越工事及び債務負担工事等年度を越えて施行する工事等に係るものは、繰越等全箇所が完了後速やかに作成、登載、保管するものとする。

5 治山施設の点検や維持管理を行った場合は、完了後、速やかにその内容を4の治山台帳に追記するものとする。

6 保安林整備事業等により森林整備を施行した箇所については、保育の状況等を箇所毎に整理した森林整備箇所保育状況等整理票(別記第17号様式)を作成し、治山台帳とは別に編集し、広域本部(地域振興局)に備え置き保管するものとする。

第10 その他

1 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

2 この要領は、平成10年5月1日から適用する。

3 熊本県県営治山事業実施要領(平成9年度から適用)は廃止する。

4 第3から第9のスケジュールは別添参考資料5のとおりとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

この要領は、平成13年7月1日から適用する。

この要領は、平成15年5月1日から適用する。

この要領は、平成17年10月1日から適用する。

この要領は、平成18年7月1日から適用する。

この要領は、平成19年7月1日から適用する。

この要領は、平成20年7月1日から適用する。

この要領は、平成22年7月13日から適用する。

この要領は、平成27年6月1日から適用する。

この要領は、平成28年5月10日から適用する。

この要領は、平成30年7月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年8月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年8月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

ただし、熊本市において第2に規定する事業を実施する場合は、この要領中の「本部長等」は「部長」と読み替えるものとする。

別表 1（第 4 の 9 関係）

実施計画書の変更協議を要する事項
実施箇所の追加、又は廃止

別表 2（第 4 の 1 1 関係）

区分	全体計画書の協議を要する事項
補助金	1 全体計画完了前に事業を中止する場合 2 変更後の全体計画の施行予定期間が 5 年以上となる場合で、次のいずれかに該当する変更を行う場合 （1）総事業費が 30%以上増減するとき （2）施行予定期間の 3 割以上の延長
交付金	1 総事業費が 30%以上増減するとき 2 その他必要があるとき

別表 3（第 6 の 1 の（1）関係）

設計書の協議を要する事項
1 設計額が第 4 の 7 で通知した実施予定額に比較して 30%以上増減するとき（ただし、30%に相当する額が 150 万円以下のときは、150 万円を超えて増減するとき。） 2 別表 4 に掲げる変更設計書の協議を要する事項が、当初設計書において生じたとき。 3 林野庁での計画協議において設計協議を要することとなったもの。 4 その他必要があるとき。

別表4（第6の2の（1）関係）

区分	変更設計書の協議を要する事項
<p>治山事業・ （災害復旧事業を除く）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更後の設計額が、第4の7で通知された実施額に比較して、30%以上増額することとなるとき。（ただし、30%に相当する額が150万円以下のときは、150万円を超えて増額するとき。） 2 治山ダム工、護岸工、水制工、及び流路工の施行位置の変更、又は、新設、廃止。 3 山腹基礎工（治山技術基準での区分による）の新設、又は、廃止（土留工の数の増減を含む）、及び山腹緑化工の施行面積の50%以上の増減。（ただし、当初の施行面積が0.1ha以上のものに限る） 4 防潮工の断面構造、法線及び高さ（天端及び基礎の標高をいう）の変更。 5 地すべり防止工の抑制工（軽易な施設を除く）及び抑止工の施行位置の変更又は新設、廃止。 6 保安林管理道の施行路線の位置又は、全幅員の変更、施行路線ごとの施行延長の20%を超える減少及び水土保持施設（軽易な施設を除く）の新設、廃止。 7 その他必要があるとき。
<p>災害関連緊急治山</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更後の設計額が、第4の7で通知された実施額に比較して、30%以上増額することとなるとき。（ただし、30%に相当する額が150万円以下のときは、150万円を超えて増額するとき。） 2 治山ダム工、杭打ち工、アンカー工、トンネル暗渠工及び集水井工の施工位置の変更、又は新設若しくは廃止。 3 山腹土留工及び法枠工の新設又は廃止（土留工の数の増減を含む）及び山腹緑化工の施行面積の50%以上の増減（ただし、当初の施行面積が0.1ha以上のものに限る） 4 防潮工の断面構造、法線及び高さ（天端及び基礎の標高をいう）の変更。
<p>治山施設災害復旧</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更により生ずる工事費の箇所ごとの増が、当初決定工事費を超えるもの 2 林地荒廃防止施設災害復旧事業事務取扱要綱第18の設計変更に係るもの以外のもの

別記第1号様式（第3の2関係）

県営治山事業施行要望書

第 年 月 日
号

広域本部（地域振興局）長 様

要 望 者
市町村長

このことについて、別紙箇所に治山事業を施行されたく、下記の書類を添えて要望します。

なお、事業の実施にあたっては、県との連携を図り、事業の円滑な推進や施設の適正な管理等に全面的に協力します。

- 1 位置図
- 2 字図
- 3 状況写真
- 4 所有者等の意向や所在を明らかにした書類

年度 県営治山事業要望箇所一覧表

(市町村名:)

No.	新規・継続の別	要望箇所			土地所有者住所	土地所有者名	土地所有者の意向	要望内容	箇所選定理由	優先順位	備考
		大字	字	地番							

(記載の注意事項)

- 1 新規・継続の別については、新規要望の場合は「新」、継続要望の場合は「継」を記入すること。
- 2 要望箇所の地番については、関係する地番をすべて列記すること。
- 3 土地所有者の意向については、所有者の意向を事前に確認し、工事への同意の可否を具体的に記載すること。
- 4 要望内容については、要望者及び要望する工種等を具体的に記載すること。
- 5 箇所選定理由については、被災年月日、保全対象の被害の状況、森林内の荒廃状況を具体的に記載すること。
- 6 優先順位については、要望内容、荒廃状況等を勘案し、要望の優先順位をつけること。

別記第2号様式（第3の5関係）

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

年度治山事業計画概要書について（報告）

このことについて、熊本県県営治山事業実施要領第3の5の規定により、別紙のとおり報告します。

年度 治山事業計画概要書(その1)

(〇〇地域振興局)

No.	新規・継続の別	事業名	区分 (火山) (通常)	振興局	計画箇所			全体計画				前年度までの実績			当該年度計画						優先順位		災害発生状況		箇所選定理由				
					市町村	大字	字	金額 (千円)	工種	数量	事業 期間 (予定)	金額 (千円)	工種	数量	金額(千円)			工種	数量	事業 別	総合	年次	種別						
															小計	本工事費	測量 試験費							補償費					
小計																													
小計																													
全体計																													

(記載の注意事項)

- 1 数量は、「ダム工等にあつては、個数・体積(m3)」を、「山腹工にあつては、工事面積(ha)」を、「保安林管理道・共生保安林整備事業の管理車道・歩道にあつては、延長(m)及び幅員(m)」を記入する。
また、保安林整備事業等において、「被災箇所を事業の対象とするものにあつては、被災年度・要因」を備考欄に記入する。
- 2 事業区分毎に小計をとり、全体の計をとる。
- 3 計画箇所を記入した 1/5,000地形図、見取り図及び状況写真(荒廃状況等・施設等の施行位置・保全対象など、事業の必要性が判断できる写真)を添付する。
なお、1/5,000地形図に保全対象が入らなければ、別途1/25,000等の図面に計画箇所と保全対象との関係を図示する。
- 4 金額は、本工事費、測量試験費、補償費を含んだ本工事費等(10万円単位)とする。

別記第3号様式（第4の9関係）

第 年 月 日
号

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

年度治山事業実施計画書の変更協議について

年度治山事業実施計画書を下記のとおり変更したいので、熊本県県営治山事業実施要領第4の9の規定により協議します。

記

- 1 年度 治山事業変更計画総括表
- 2 年度 ○○事業変更計画明細表（廃止の場合は不要）
- 3 年度 ○○事業変更箇所別実施計画表（廃止の場合は不要）

記載注意

- 「2 年度 事業変更計画明細表」の様式は、民有林補助治山事業実施要領別記様式1-5を、
「3 年度 事業変更箇所別実施計画表」の様式は同要領別記様式1-6を準用する。

別記第3号様式の付表

1 年度治山事業変更計画総括表

単位：千円

事業区分	計画番号	変更区分	箇所				変更内容		変更理由	協議結果
			郡市	町村	大字	字	本工事費	計画内容		

記載注意

- 1 変更区分は、追加、廃止に区分して記入する。
- 2 追加の場合の計画番号は、県庁に問い合わせること。
- 3 変更内容は、変更工事費等及び計画内容（「例 谷止工 ○基 ○m3」等の主要工種、数量）を記入する。

別記第4号様式（第4の11関係）

第 年 月 日
号

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

治山事業全体計画書の変更協議について

治山事業全体計画書を下記のとおり変更したいので、熊本県営治山事業実施要領第4の11の規定により設計書を添え協議します。

記

1 全体計画変更（中止）理由書

記載注意

「1 全体計画書変更（中止）理由書」の様式は、民有林補助治山事業全体計画作成等要領様式2-1、2-2を準用する。

別記第5号様式（第5の1関係）

保安林指定承諾書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

森林所有者

（地上権者）

下記のとおり保安林に指定することを承諾します。
なお、保安林の指定について、全ての責任をもって相続人の代表者となります。
※なお書き以降は、不要な場合は削除する。

記

1 保安林の指定の目的

2 森林の場所

森林の所在地					地目	登記簿面積		備考
郡（市）	村（町）	大字	字	地番		ha		
計								

3 保安林の指定による指定施業要件

治山施設及びその周囲については択伐または禁伐とする。

保安林に指定されると、次のような制限及び恩典があります

1 立木伐採などの際、次のような制限を受けます。

(1) 立木の伐採

保安林内で立木を伐採しようとする場合には、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。なお、この場合、指定施業要件（皆伐・択伐等の伐採種、伐採限度面積等）として定められている制限の範囲内であると認められれば許可されることになっています。

(2) 土地の形質の変更

保安林内で、家畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行おうとする場合には、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。これらの行為についても保安林としての働きが損なわれないと認められれば許可されることになっています。

(3) 植栽の義務

スギ、ヒノキ等の人工林を伐採した場合においては、「伐採した跡地に2年以内に、おむね、1ha当たり3,000本（～1,200本）以上の割合で植栽すること」というような植栽の方法が指定されます。

2 保安林の解除

公益上の理由等により必要が生じた場合以外は、原則として解除は行われません。

3 税金の免除などの恩典があります。

(1) 税制上の優遇措置

- ア 固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。
- イ 相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて、相続財産等の評価の際に3～8割が控除されます。
(皆伐・・・3割、択伐・・・5割、禁伐・・・8割)

(2) 金融の優遇措置

保安林の所有者は、一定の条件を満たしている場合、長期で低利の資金を(株)日本政策金融公庫から借りることができます。

土地使用承諾書

年 月 日

熊本県知事 様

土地所有者 住所
氏名
(地上権者等) 住所
(権利名) 氏名

治山事業の施行のため次の土地を下記により使用されることを承諾します。
なお、治山事業の施行について、全ての責任をもって相続人の代表者となります。
※なお書き以降は、不要な場合は削除する。

郡市	町村	大字	字	地番	台帳面積	実測又は見込面積	施行面積	所有者名 (地上権者名)

記

- 1 治山事業の実施（調査、測量及び立入を含む）及びそれによる工作物の設置に関する土地の使用を承諾します。
- 2 土地使用料は、無償とします。
- 3 事業の実施行為並びに事業完了後の施設（立木を除く）の維持管理行為については、熊本県が責務を有しており、当該行為について拒んだり、妨げとなるような行為はしません。
- 4 事業実施に必要な土地の形質の変更、工作物の設置上支障となる立木竹の伐採等については、事前に協議に応じます。
- 5 事業実施にあたり、保安施設地区に指定される場合は異議ありません。（保安施設地区は、指定から7年後に、森林法に基づき自動的に保安林になります。）
- 6 所有権、地上権、その他土地に付随する権利を売却又は譲渡する場合は、前各号を買受人又は譲渡人に承諾させます。
- 7 工事により発生した根株、伐採木、及び末木枝条について、工事現場内における林地還元として利用されることについては、同意します。

別記第7号様式（第5の1関係）

治山事業による森林整備等施行承諾書

別記の森林において治山事業による森林整備事業等を施行することについて、下記事項を承知のうえ承諾いたします。

なお、森林整備事業等の施行について、全ての責任をもって相続人の代表者となります。

※なお書き以降は、不要な場合は削除する。

年 月 日

森林所有者
住所・氏名

印

その他権利者
住所・氏名

印

熊 本 県 知 事 様

記

- 1 事業名 県営 事業の施行
2 事業期間 年度（から 年度までのうち下刈りを要する期間）

作業種：

ただし、（ ）内は、保育の下刈りについてのみ記入する。

- 3 保安林の機能の回復を図るため改植（補植を含む）する際の樹種については、保安林の機能を増進させる樹種を選定する。
4 植栽木の健全な成長を促進するため、県は下刈り等、適期に必要な応じ保育作業を実施する。
5 3、4の事業実施については、積極的に協力すること。
6 県が設置した簡易施設及び標柱、標識の保存を図ること。
7 盗伐、誤伐、侵墾、その他保安林機能を低下させる行為の防止に努めること。
8 事業を実施した区域は、保安林の指定の目的が達成できるよう一定の期間、皆伐を行わないこと。
9 施行地の土地の権利を売却又は譲渡する場合は前各項の内容は、買受人又は譲渡人にこれを継承させること。

注）別紙「施行地明細書」を必ず添付すること。

別記第8号様式（第6の1の（1）関係）

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

年度治山事業箇所別設計書について（協議）

このことについて、熊本県県営治山事業実施要領第6の1の（1）の規定により設計書を添え協議します。

別記第8号様式の別表

設 計 協 議 箇 所 表

単位：千円

事業区分	工事番号	箇 所				実 施 予 定		設計協議		協議結果
		郡市	町村	大字	字	実施予定額	内容	設計額	内容	

記載注意

- 1 計画番号、箇所は、民有林補助治山事業実施要領「様式1-5 平成 年度 事業計画明細表」に基づき記入する。
- 2 内容は、主たる工種、種別、数量を記入する。
- 3 「実施予定額」及び「設計額」は、本工事費等を記入する。

別記第9号様式（第6の2の（1）関係）

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

年度治山事業箇所別設計書の変更について（協議）

このことについて、別紙「設計変更協議箇所表」のとおり変更したいので、熊本県営治山事業実施要領第6の2の（1）の規定により変更設計書を添え協議します。

設 計 変 更 協 議 箇 所 表

単位：千円

事業区分	工事 番号	箇 所				実施予定		当初設計		変更設計		協議結果
		郡市	町村	大字	字	実施予定額	内容	設計額	内容	設計額	内容	

記載注意

- 1 計画番号、箇所は、民有林補助治山事業実施要領「様式1-5 平成 年度 事業計画明細表」に基づき記入する。
- 2 内容は、主たる工種、種別、数量を記入する。
- 3 「実施予定額」及び「設計額」は、本工事費等を記入する。

別記第10号様式（第6の3の（1）関係）

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

年度治山事業の事業完了予定期日の延期について（協議）

このことについて、下記のとおり事業完了予定期日を延期したいので、熊本県県営治山事業実施要領第6の3の（1）の規定により関係書類を添え協議します。

繰越事業完了予定日 年 月 日

変更事業完了予定日 年 月 日

別記第11号様式（第7の2関係）

第 号
年 月 日

広域本部（地域振興局）長 様

農林水産部長

年度治山事業請負工事の施行について（依頼）

このことについて、別添（写し）のとおり工事請負契約を締結したので、熊本県県営治山事業実施要領第7の2に基づき、施行を依頼します。

別記第13号様式（第7の4関係）

第 年 月 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

年度治山事業請負工事進捗状況報告について

このことについて、熊本県県営治山事業実施要領第7の5の規定により
月分を別紙のとおり報告します。

別記第13号様式の別紙

年度 治山事業の進捗状況	補償費	月末現在
--------------	-----	------

事業名				箇所				契約状況		補償費の契約額 (円単位)																備考	補償費の支払額 (円単位)														備考				
事業名	地域	コード	番号	管内	コード	市町村	大字	字	工期等		相手方 (契約者の氏名と ほか〇〇名を記入)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	4月		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計							
									契約日	履行期限																																			

注意事項

1. 契約した箇所は、その契約月の欄に、その契約額を記入。(例) 6月に1件目の契約200,000円、7月に2件目の契約が50,000円の場合 → 各々の月に、各々の契約額を記入。
2. 補償の対象がない箇所は、「契約状況の相手方」欄に、「補償対象なし」と記入。
3. 列の追加は、県全体の集計の支障となるので、絶対に行わないでください。

別記第14号様式（第8の2関係）

第 号
年 月 日

広域本部（地域振興局）長 様

農林水産部長

年度治山事業請負工事の変更について（通知）

このことについて、下記のとおり変更契約を締結したので、熊本県営治山事業実施要領第8の2に基づき、関係書類を添えて通知します。

（注）添付書類は変更契約書（写し）とする。

別記第16号様式（第9の3関係）

第 年 月 日
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

年度治山事業に係る管理委託契約等の締結について（報告）

このことについて、施設等の維持管理に係る手続きを行いましたので、熊本県
県営治山事業実施要領第9の3の規定により、別紙（写）のとおり報告します。

別記第17号様式（第9の6関係）

森林整備箇所保育状況等整理表							流域名	
索引番号	[] (-)	植 栽 地 概 要	植栽樹種	植栽本数	ha 当たり植栽本数	備 考	被災原因	
施行年度	年度						被災年月日	
事業名	事業						前生樹	
施工地 【指定地区名】							その他	
施行面積 (植栽面積)	ha ()						森林所有者	
【指定地区面積】	【 】					保安林種		
〔施行効果面積〕	〔 〕					指定施業要件		
保育状況等								
施行年度	事業名	作業種	設計内容	数量	単位	金額（千円）	備考（植栽の現況、林内状況等）	

記載要領（第17号様式関係）

- 本表は、先行事業で植栽工を実施した施工地（複層林施工地も含む）（以下「植栽地」という。）の全てについて対象とし、植栽後の保育の状況を箇所毎に整理し作成する。また、水源地域整備事業の対象地域内及び治山施設の効果区域内で施行した保育についても、その状況を地域及びその効果区域毎に整理し作成する。
- 本表は、治山台帳とは別に整理表として編冊し、流域毎に綴り込むものとする。用紙サイズは台帳と同サイズとする。
- 索引番号、施行年度、事業名、施行地、施行面積については、次により記入する。
 - 既往の治山事業施行地（保安林整備地、土砂流出防止林造成地、山腹工事施工地）で施行した保育については、その先行事業にかかる治山台帳と一致させる。
 - 水源地域整備事業の対象地域内で施行した保育については、次により記入する。
 - 索引番号：記入なし、
 - 施行年度：指定地区年度、
 - 事業名：指定地区事業名、
 - 施行地：事業の代表箇所と【】内に指定地区名、
 - 施行面積：【】内に指定区域面積
 - 治山施設内の効果区域内で施行した保育については、治山施設を施行した事業にかかる治山台帳が対象となり、その台帳と一致させ、施行面積の欄には、〔〕内に施行効果面積を記入する。
 - ※植栽面積：施行面積と同一の場合は記入しない。

- 4 植栽地の概要については、次により記入する。
- (1) 植栽樹種については、行方向に1樹種を記入し、複数樹種の場合は列記する。植栽樹種のうち、肥料木には樹種名に（肥）を付け加え記入する。
 - (2) 植栽本数については、樹種毎に施行区域内で植栽した全本数を記入する。
 - (3) ha 当たりの植栽本数（以下「植栽密度」という。）については、植栽地単位で設定した本数を記入する。
 - (4) 備考については、その他参考になる事項を記入する。
 - 例1) 植栽地内で尾根、谷筋等の地形区分により、植栽樹種・本数、植栽密度を設定している場合には、その地形区分を記入し、区分毎に植栽樹種・本数、植栽密度を明記する。
 - 例2) 複層林施行の場合は、複層林と記入する。
 - 例3) 施行地内に崩壊地がある場合は、その面積及び崩壊地内で施行した工種及び数量を記入する。
 - 例4) 簡易治山施設を施行した場合は、その工種及び数量を記入する。
 - 例5) 被災地の植栽地については、保残木の状況、本数等を記入する。
- 5 指定施業要件は植栽地及び治山施設の効果区域に定めてある、伐採種について記入する。水源整備地域については、記入しない。
なお、保安林台帳において、「伐採種を定めない」と表記してあるものは、「皆伐」と記入する。
- 6 保育状況等は、次により記入する。
 - (1) 事業名は原則的に、保安林整備事業のうち保育が該当するが、次年度以降事業区分に変更あれば、その都度、対応する事業名を記入する。
 - (2) 作業種、設計内容、数量、単位は別紙「保育事業対象表」を参照し記入する。
同年度に作業種が複数ある場合は、行方向には1作業種のみ記入し、順に列記する。設計内容、数量、単位はそれぞれの作業種に対応させ記入する。
 - (3) 金額は、作業種毎の請負額を記入するが、該当箇所が他の箇所及び複数の作業種と併せまとめて発注している場合には、該当箇所の作業種に係る直接工事費の案分で算出した金額を記入する。
- 7 備考には次のことについて記入する。
・植栽木の活着状況（活着歩合、植栽木の活着不良、未活着の原因）等、・除伐、本数調整伐、受光伐時の施行前の ha 当たりの成立本数等、・その他、施行時の林況を記入する。
- 8 附属図としては、整理表毎に1／5、000地形図、平面図を添付する。
 - (1) 施行区域が先行事業と同区域（面積、区域に変動なし）の場合は、添付図面に保育事業実施年度をその都度、記入する。
 - (2) 面積、区域に変動がある場合は施行年度を記入した附属図を別途添付する。
 - (3) 水源地域整備事業の対象地域内及び治山施設の施行効果区域内で次年度以降他の箇所を施行する場合にはその都度、施行年度を記入した附属図を別途添付する。

注意事項

・先行事業が複数箇所に及ぶ場合には、植栽地毎に整理表を作成するので、索引番号単位で一連の整理番号をとり、索引番号欄の下段（ ）内にその整理番号を表示する。

例) 整理番号 ○—○（左側は箇所数、右側は箇所番号：任意に設定して可）

・面積は、ヘクタールを単位とし、少数第一位まで表示する。（少数第二位4捨5入）

保育事業対象表（第17号様式関係）

作業種	設計内容（記入例）	数量	単位	備考
下刈	下刈（1回）、下刈（2回）	施行面積	h a	活着状況
施肥	一部、全域	施行面積	h a	活着状況
除伐	植栽樹種〇〇本、一部、全域〇〇%	施行面積	h a	活着状況、被災の原因、施行地の状況（崩壊の発生）
補植	主林木〇〇%含む	施行面積	h a	施行前のha当たりの成立本数
本数調整伐	本数率〇〇%、材積率〇〇%	施行面積	h a	施行前のha当たりの成立本数、施行前のha当たりの材積
受光伐	本数率〇〇%、不用木の伐採	施行面積	h a	上層木の施行前のha当たりの成立本数、林内照度、林内状況
枝落とし	枝落とし高〇～〇m、本数〇〇本	施行面積	h a	林内状況
	上層木 枝落とし高〇～〇m、本数〇〇本	施行面積	h a	林内状況
つる切り	手刈、薬剤	施行面積	h a	林内状況
簡易施設	積苗工（工種）	延長	m	林内状況
	柵工（工種）	延長	m	林内状況
	筋工（工種）	延長	m	林内状況
	水路工（工種）	延長	m	林内状況
	伏工（緑化工種）	施行面積	m2	林内状況

* 一部：ある一定区域のみ対象に施行した場合。例）崩壊地等特定の区域、一団での未活着区域等

全域：施行地内全域を対象とした場合。例）全域にわたって活着不良な状態等

参 考 资 料

山崩発生予知施設管理委託契約書

委託者「熊本県」を甲とし、受託者「」を乙として、甲、乙当事者間において、次のとおり管理委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、乙に対して別表に掲げる山崩発生予知施設（以下「施設」という。）の管理を委託する。

(委託費)

第2条 甲は、乙に対して委託費は支払わないものとする。

(施設の用地使用料)

第3条 施設の用地使用料、借地料等が必要な場合は、乙の負担とする。

(施設の維持管理)

第4条 施設の維持管理は次により乙の負担において適正に行うものとする。

(1) 点検は、各機器の仕様に基づき、厳正に行うこととする。

(2) 保守点検は、梅雨時期及び台風時期の年2回行うものとする。

(3) 保守点検は、施設の設置業者又はメーカー等と乙との契約の方法により行うものとする。

(乙の遵守事項)

第5条 乙は第1条により委託された管理業務を適正に行うとともに、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 施設による記録は、厳正に保管すること。

(2) 観測記録は1年間分を取りまとめて、その写しを毎年4月末日までに甲に1部提出すること。

(甲の承認を要する事項)

第6条 乙は、次の場合は、事前に甲と協議して、その承認を得なければならない。

(1) 施設の改良、改修等原型を変更するとき。

(2) その他異例又は重要なこと。

(事故報告)

第7条 乙は、施設が滅失又は損傷したときは、速やかに事故報告書を提出しなければならない。

(損害賠償業務)

第8条 乙は、善良なる管理者の注意を怠り、施設を目的外に使用し、その他不可抗力と認められる以外の理由で施設を滅失し、又は、き損したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(契約期間)

第9条 この契約期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、契約期間満了1箇月前までに甲、乙双方から別段の意思表示がなされないときは、この契約は、さらに1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(契約解除)

第10条 甲は乙がこの契約に違反したとき、又は、委託の継続を不相当と認めたときは、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙に損害が生じることがあっても甲はその損害を賠償しないものとする。

(雑則)

第11条 その契約について、疑義のあるとき、又は、この契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

年 月 日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事

乙
代表者

別表

() 山崩発生予知施設名称及び位置

	名 称	設 置 位 置
①	雨量観測局	
②	〃	
③	中継局	
④	監視局	

参考資料 2

共生保安林整備事業区域管理に関する協定書

「熊本県」（以下「甲」という。）及び「 」（以下「乙」という。）とは、共生保安林の生活環境保全機能を高度に発揮させるため、事業区域の管理に関し次のとおり協定する。

（総則）

第 1 条 乙は甲から引き渡された、別表に掲げる共生保安林整備事業に関する事業区域（以下「事業区域」という。）について、事業の主旨、目的に添って適切な管理を行うものとする。

（事業区域の維持管理）

第 2 条 事業区域の維持管理は、次により乙の負担において適正に行うものとする。

（1） 保険の加入

乙は、火災・気象災・噴火災等の災害に備えるため、乙の所有に係る事業地域内の立木については、森林国営保険等に加入するものとする。

（2） 立木竹の保育

乙は、下刈・補植・病虫害防除・施肥等を必要に応じ実施するものとする。

（3） 利用施設の維持管理

乙は、案内標識・歩車道・その他利用施設等について、適正な維持管理を行うものとする。

（施設等の用地使用料）

第 3 条 施設等の用地使用料、借地料が必要な場合は、乙の負担とする。

（乙の遵守事項）

第 4 条 乙は第 1 条の管理業務を適正に行うとともに、次に掲げる事項を実施しなければならない。

（1） 保安林の巡視

乙は、巡視員を任命するなどし、林内巡視を行い、火災・盗難等の防止に努めるものとする。

（2） 事業区域は乙により用地の確保された保安林であり、将来に渡って保安林としての機能の維持増進に努めるものとする。

（3） 自然災害により、保安施設に災害が発生したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（甲の承認を要する事項）

第 5 条 乙は、次の場合は事前に甲と協議して、その承認を得なければならない。

（1） 施設の改良、改修等原形を変更するとき。

（2） その他異例又は重要なこと。

（協議）

第 6 条 この協定について、疑義のあるとき、又は定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事

乙
代表者

別表

() 地区共生保安林整備事業実績表

①事業名 :

②事業箇所 :

種 別	施 行 年 度					計
自然林造成						
自然林改良 A						
自然林改良 B						
管理車道						
管理歩道						
作業施設						
防火用貯水池						
請負金額						
計						

※は保安施設

参考資料3

県営治山事業に伴う作業道の移管に係る覚書

熊本県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を交換する。

第1条 甲が 年度〇〇管内〇〇事業〇〇地域第〇〇号工事、〇〇市（郡）〇〇町（村）字〇〇地内において施工した作業道（別添図面L= m、W= m）の管理については、乙がこれを行い、甲は一切の責任を負わないものとする。また、乙は林業経営上有効、適切な管理を行うものとする。

第2条 今後、甲が保安林の維持管理のため当作業道を使用する場合は、これを使用できるものとする。但し、甲の使用により破損を生じた場合については、甲が補修するものとする。

第3条 路体部分の災害については、乙の責任で復旧するとともに、梅雨前等には、作業道に起因する災害を未然に防止するため、横断溝の土砂排除等の管理を十分に行うものとする。

第4条 甲は、当作業道の移管にあたり、現地において乙の確認を受け、引き渡すものとする。

第5条 この覚書の履行に関し疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

年 月 日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 印

乙 住 所
代表者氏名 印

参考資料 4

県営治山事業に伴う附帯施設の 移管に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、施設移管について、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 甲は 年度〇〇管内〇〇事業〇〇地域第〇〇号工事、〇〇市（郡）〇〇町（村）字〇〇地内において附帯工として施工した〇〇（別添図面 〇〇工A= m²、L= m、H= m、W= m）を乙に移管するものとし、乙はこれを引き受けるものとする。

第 2 条 施設の管理については、乙がこれを行い、甲は一切の責任を負わないものとする。

第 3 条 施設の災害については、乙の責任で復旧するものとする。

第 4 条 甲は、施設移管にあたり、現地において乙の確認を受け、引き渡すものとする。

第 5 条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ解決するものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

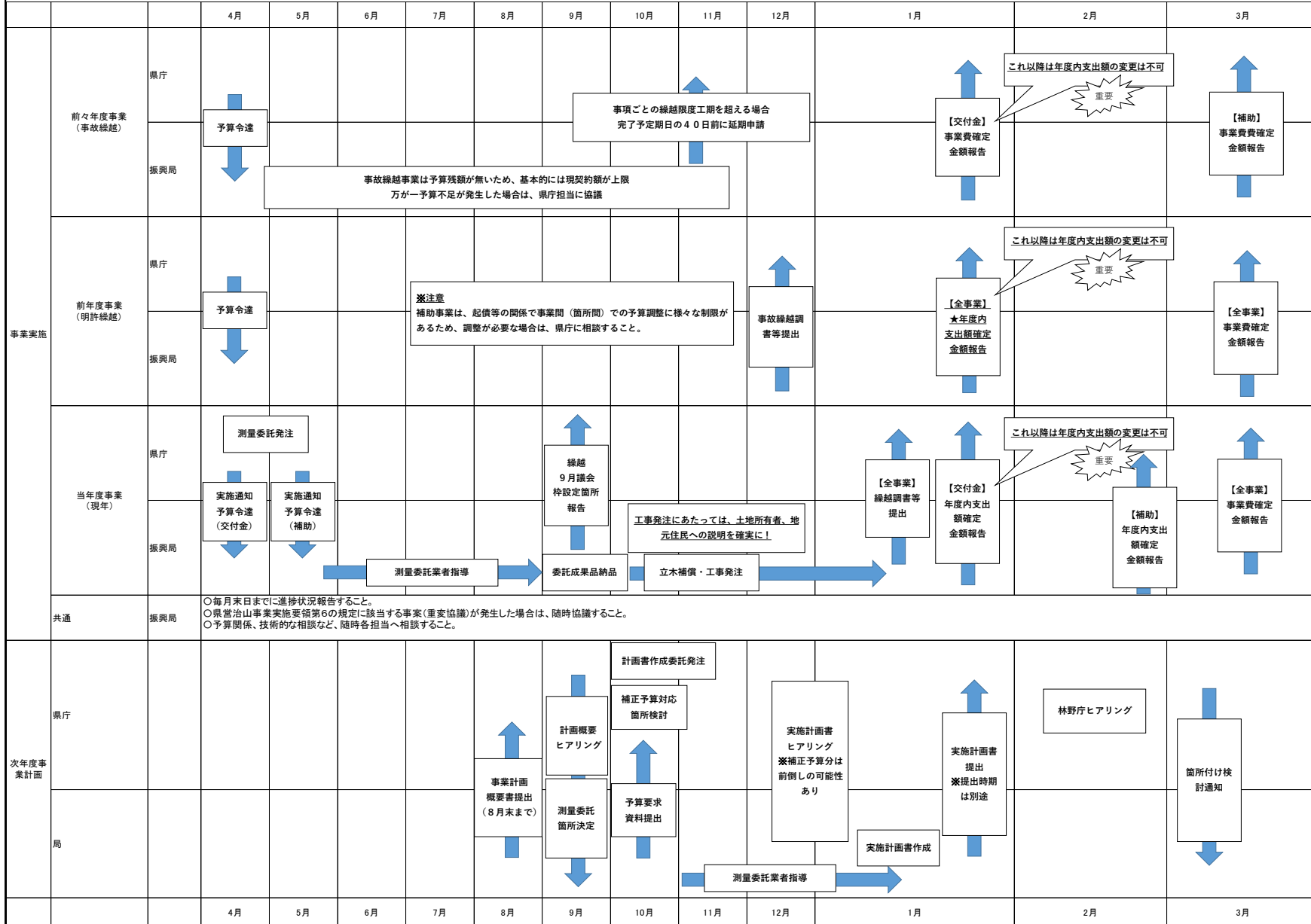
年 月 日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 印

乙 住 所
代表者氏名 印

別添参考資料5(第10の4)

治山事業計画及び実施スケジュール



治山一般(総論)契約関係

治山・保安林関係質疑応答集<昭和62年版>

【別表1】

区 分	工 種	種 別	高 さ	延 長	体 積	面 積	本 数	長 さ	箇 数	備 考
溪 間 工	え ん 堤 工	◎	○	○	◎				◎	
	谷 止 工	◎	○	○	◎				◎	
	床 固 工	◎	○	○	◎				◎	
	護 岸 工			◎		○				
	帯 工									
	流 路 工	○		◎						
	防 潮 工	○	○	◎	○					
	根 固 工	○			◎					
	水 制 工	○		◎						
山 腹 工 (地すべり防 止工、海岸 工等を含む)						◎				
	埋 設 工									
	水 路 工			◎						
	暗 渠 工			◎						
	張 工	○		◎		○			○	
	ア ン カ ー 工			◎					○	
	の り 枠 工					◎				
	吹 付 工	○				◎				
	ず い 道 工			◎						
	集 水 井 工							◎	◎	
土 留 工	○		◎	(○)	(○)			◎		

{ 水路工と併設されたものを除く

{ 体積又は面積のいづれかを記入する

治山一般(総論)契約関係

治山・保安林関係質疑応答集<昭和62年版>

【別表1】

区 分	工 種	種 別	高 さ	延 長	体 積	面 積	本 数	長 さ	箇 数	備 考
	種 苗 工									<p>植栽面積0.5ha未滿は本数で表示 それ以外</p> <p>{ 地すべり防止工のみ記入する</p> <p>下刈、施肥、その他に区分して面積を記入</p>
	さ く 工									
	筋 工									
	伏 工									
	実 播 工					◎				
	航空実播工					◎				
	杭 打 工						◎	○		
	階 段 工									
	土 壘 工			◎						
	堆 砂 工			◎						
	防 風 工			◎						
	静 砂 工			◎						
	植 裁 工					(◎)	(○)			
	の り 切 工				◎	○				
	改 植					◎				
	補 植					◎	○			
	自然林造成					◎				
	改 良 A					◎				
	改 良 B					◎				
	保 育					◎				

- (記載要領) 1. ◎印は、事業計画明細表及び補助金交付申請書に記入する事項であり、○印は、事業計画明細表のみに記入する事項である。なお、印のない工種がある場合には、それらを一括して「その他」と記入すること。
2. 上表により難しい場合には、上表に準じて記入するものとする。

測量試験費標準額

【別表2】

(単位：千円)

溪間工	測量延長	計上額①
治山ダム1基	500m未満	3,300
	500m以上	4,300
治山ダム2基	500m未満	4,000
	500m以上	5,000
治山ダム3基	500m未満	5,000
	500m以上	6,000

山腹工	山腹工のみ 計上額②	山腹工(溪間あり) 計上額③
0.3ha未満	4,800	4,500
0.3ha～0.5ha	5,200	5,000
0.5ha～1.0ha	5,900	5,700
1.0ha 以上	7,300	6,900

- (注)・新規・継続に関わらず全箇所計上する。(県庁と要協議)
- ・1箇所で溪間工と山腹工を計上する場合：計上額①＋計上額③
 - ・新規地区ものを計画する場合は、1地区あたり15,000千円を標準とするが、事業内容、面積等により差が生じるため、県庁と協議し決定すること。
 - ・森林整備については210千円/haとする。
 - ・資材運搬道については、100mまでは600千円を計上する。100m以上は、100mごとに400千円を加算する。
 - ・その他実績等を参考にすることができる。
 - ・測量試験費及び補償費は、10万円単位で表示すること。